

機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会と今般設置するWGの目的等について

	◎機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会	◎今般設置するWG
目的	食品衛生法上の必要な措置の要否を検討する。	
検討項目	<p>(1)都道府県等から厚生労働省に報告された健康被害について、都道府県等が消費者、医師等から聞き取った情報を基に、個々の事例における食品との関連性を総合的に評価する。</p> <p>(2)短期的対応として、流通防止等の措置の要否を検討する。</p> <p>(3)中・長期的対応として、基準策定等の措置の要否を検討する。</p>	<p>(1)都道府県等から厚生労働省に報告された健康被害について、都道府県等が消費者、医師等から聞き取った情報を基に、食品との関連性を総合的に評価する。 その際、今般の紅麹関連製品による健康被害については、厚生労働省が国立医薬品食品衛生研究所等と連携して原因究明を行い、以下の事実が判明しているため、これらに該当する症例を対象として、必要な措置を検討する。</p> <p>(判明している事実) ①令和5年7月以降に出荷された製品にペルル酸が含まれること。 ②動物実験等により、ペルル酸が、近位尿細管変性・壊死等の腎障害を引き起こすこと。</p> <p>(2)短期的対応については、法第59条に基づき、大阪市が当該製品に対する回収命令をかけており、既に流通防止措置がとられていることから、措置済み。</p> <p>(3)中・長期的対応について、要否を検討する。</p>

(参考:措置の要否の検討のイメージ)

